

イベント開催における感染防止安全計画等の作成の手引き

令和 4 年 9 月 14 日時点

1 イベント※¹の開催基準及び主催者において必要となる手続き

イベントの規模	5,000 人以下又は収容率 50%以下		5,000 人超かつ収容率 50%超
	開催基準 (法第 24 条第 9 項)	大声※ ² あり	大声なし
A		B	≪通常時≫ B R 4. 9. 14 改正 一部エリア「大声あり」可
R 4. 9. 14 改正 一部エリア「大声なし」可		R 4. 9. 14 改正 一部エリア「大声あり」可	≪感染防止安全計画提出時≫ C R 4. 9. 14 改正 一部エリア「大声あり」可
手続き	① 「 <u>イベント開催時のチェックリスト(様式 2)</u> 」を作成し、主催者のホームページ等で公表する ② <u>問題発生時のみ「イベント結果報告書(様式 3)」</u> を県へ提出 ⇒ <u>詳細は別紙 3 参照</u>		① 「 <u>感染防止安全計画(様式 1)</u> 」を策定し、 <u>県の確認を受ける</u> ② 「 <u>イベント結果報告書(様式 3)</u> 」を県へ提出 ⇒ <u>詳細は別紙 2 参照</u>

○イベントの人数上限の算出方法

- A**
- 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
 - 収容定員 × 収容率 50%
- (例) 4,000 人定員の会場で「大声あり」で開催
5,000 人 > 2,000 人 (4,000 人 × 50%) → 2,000 人が人数上限
- B**
- 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
 - 収容定員 × 収容率 100%
- (例) 4,000 人定員の会場で「大声なし」で開催
5,000 人 > 4,000 人 (4,000 人 × 100%) → 4,000 人が人数上限
- C**
- 収容定員まで
 - 収容定員 × 収容率 100%
- (例) 8,000 人定員の会場で安全計画を提出して開催
8,000 人 = 8,000 人 (8,000 人 × 100%) → 8,000 人が人数上限

その他

○8,000 人定員の会場で、「大声あり」エリア・「大声なし」エリアに 4,000 人ずつ収容
(例) 同一イベントで「大声あり」・「大声なし」エリアを明確に区別して開催する場合は、収容定員に乗じる収容率がそれぞれ 50% (大声あり)・100% (大声なし) となります。
「大声あり」エリア：4,000 人 × 50% = 2,000 人
「大声なし」エリア：4,000 人 × 100% = 4,000 人 と考え、合計 6,000 人が人数上限
(合計人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のため、「感染防止安全計画」提出)

- ※ 1 イベントとは、「事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等(令和 3 年 5 月 14 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡)」(判断に迷われる場合は個別に県までご相談ください)。
- ※ 2 「大声とは「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な施策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。